

令和2年5月29日

保護者 各位

鹿児島県立奄美高等学校  
校長 宇 都 尚 美

### 生徒の県外への旅行等について

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて今回、緊急事態宣言が全国的に解除されたことを受け、本県の「『新しい生活様式』に向けた鹿児島県の取組」(5月26日決定)が示されました。そこには、基本的な感染症対策を継続しながら社会経済活動を推進する県民の皆様へのお願いが記載されています。日頃の感染防止対策については先日お伝えしたとおりです。

今回それに加えて、生徒の県外への旅行等に関して下記の事項についてお願いします。  
今後とも、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

- (1) 5月25日(月)の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域(北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)への移動については、6月18日(木)までは、必要な要件以外での移動は、慎重を期してください。
- (2) その他の地域への移動については、感染者の発生動向を踏まえて、慎重を期してください。

#### 2 やむを得ず生徒が県外へ旅行等を行う場合の留意事項

- (1) 学校に届出をしてください。
- (2) クラスターの発生のおそれが高い施設(カラオケボックスやライブハウスなど)や三つの密(密閉、密集、密接)のある場を徹底的に避けてください。
- (3) 手洗いや人と人との距離の確保など感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底してください。

#### 3 やむを得ず県外へ旅行等を行った生徒が帰県した場合の留意事項

- (1) マスク着用など咳エチケットを徹底してください。
- (2) 毎日の体温測定を徹底してください。
- (3) 発熱等風邪の症状がある場合は、登校を見合わせてください。出席停止扱いとなります。